

その木、どこの木？

地域を元気にする木？

林野庁

木材利用ポイント事業

実施中！

平成25年7月～

申請
受付中

地域材を使って家を建てたり、リフォームしたりするとポイントがもらえる「木材利用ポイント事業」。地域材の利用は、森林の保全、地球温暖化の防止に貢献し、地域の振興にもつながります。

木材利用
ポイントの
付与対象

スギ、ヒノキなどの地域材を基準以上利用するなどの条件を満たし、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに工事着手した木造住宅（30万ポイント。被災地での新築は50万ポイント）、内装・外装木質化（最大30万ポイント）など。1ポイント1円相当で、地域の農林水産品などと交換できます。

ご注意：木材利用ポイントの発行額が予算額に達した場合には、申請期限（平成26年7月31日）が終了する前であっても木材利用ポイントの発行を終了します。

その木、
どこの木？
木材利用
ポイント実施中

住宅の新築やリフォーム、木材製品の購入等を検討されている皆様へ

**その木、
どこの木?**
木材利用ポイント実施中

地域材の適切な利用は、地域の森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止および循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興につながります。ぜひこの機会に、地域のため、次世代のために、積極的な地域材の活用をご検討ください!



今ならチャンス! スギ、ヒノキなどの地域材を基準以上利用するなどの条件を満たすと、以下を対象としてポイントが付与されます。

① 木造住宅の新築・増築又は購入

1棟あたり30万ポイント ※特定被災地域の住宅であって、「全壊」等と認定された場合は、1棟あたり50万ポイント

② 住宅の床、内壁および外壁の木質化工事

内装および外装木質化工事の合計ポイント付与数の上限は30万ポイント

床	新築	9m ²	2.1万ポイント	以降3m ² 増えるごとに7千ポイントを加算
	リフォーム	9m ²	3万ポイント	以降3m ² 増えるごとに1万ポイントを加算
内壁	新築	9m ²	1.5万ポイント	以降3m ² 増えるごとに5千ポイントを加算
	リフォーム	9m ²	2.1万ポイント	以降3m ² 増えるごとに7千ポイントを加算
外壁	木質系外壁材	10m ²	1.5万ポイント	以降10m ² 増えるごとに1.5万ポイントを加算
	新規外壁材	10m ²	7千ポイント	以降10m ² 増えるごとに7千ポイントを加算

※新規外壁材とは、耐火性・耐久性などの性能、対象地域材の利用方法、林業・木材関係業界との連携等の面で新規性が認められるもの

③ 木材製品および木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入

1製品あたりのポイント付与数は価格の10%程度。上限は10万ポイント

ポイントを利用して交換できる商品等

地域の農林水産品など / 農山漁村地域における体験型旅行 / 全国型商品券・プリペイドカード・地域型商品券 / 森林づくり・木づかい活動に対する寄附 / 特定被災地域に対する寄附 / 即時交換 (当該工事を行った登録工事業者がその工事と一体的に実施する別の木材を使用した工事などの代金に充当すること)

※全国型商品券・プリペイドカード(農林水産品関連商品券は除く)への交換、即時交換を行う場合、付与されたポイントの50%を上限に利用することができます。



この用紙は贈り物/ギフトとして使用してあります。
認定番号 K0301090

※工事の対象期間、ポイントの付与条件、申請方法、ポイント交換商品などの詳細は、下記の木材利用ポイント事務局のホームページをご参照いただくか、ナビダイヤル(有料)までお問い合わせください。